

計画作成年度	令和 6 年度
計画主体	湧水町

湧水町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名：湧水町 産業振興課

所在地：鹿児島県始良郡湧水町木場 222 番地

電話番号：0995-74-3111

FAX 番号：0995-74-3111

メールアドレス：norin-k@town.yusui.kagoshima.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・ニホンジカ・ニホンザル・カラス ・ドバド・ヒヨドリ・スズメ・ノウサギ・タ ヌキ・アナグマ・カワウ
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	鹿児島県始良郡湧水町

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村
名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和5年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	水稻	2,479 千円 2.00ha
	飼料作物 (イタリアン等)	16 千円 0.11ha
	いも類	230 千円 1.03 ha
	小計	2,725 千円 3.14ha
ニホンジカ	水稻	3 千円 0.00ha
	豆類 (大豆)	9 千円 0.02ha
	飼料作物 (イタリアン等)	8,929 千円 24.01ha
	野菜 (根深ネギ)	114 千円 0.03ha
	工芸作物 (茶)	5 千円 0.01ha
	いも類	5 千円 0.02 ha
	雑穀 (そば)	1 千円 0.03 ha
	小計	9,066 千円 24.11ha
ニホンザル	豆類 (大豆)	624 千円 1.35ha
	野菜 (根深ネギ等)	1,874 千円 0.54ha
	いも類	2 千円 0.01ha
	小計	2,498 千円 1.89ha
カラス	飼料作物 (イタリアン)	1 千円 0.01ha
ドバド		
ヒヨドリ		
スズメ		
ノウサギ		
タヌキ	野菜 (根深ねぎ等)	78 千円 0.03ha
	いも類 (さつまいも)	24 千円 0.08ha
	小計	102 千円 0.11ha
アナグマ	野菜 (根深ねぎ等)	340 千円 0.17ha

カワウ		
	合計	14,732 千円 29.43ha

※四捨五入の関係で、計と内訳の計が一致しない場合がある。

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

本町は、霧島連山の麓に位置する典型的な中山間地域であり、イノシシ・ニホンジカによる農作物の被害が年々増加している。また、国有林を含めた山林においてもスギ・ヒノキが被害を受けている。近年は、農地及び市街地周辺でも出没し、飼料作物等が被害を受けている。

以下 鳥獣被害状況

① イノシシ

年間を通して町内一円で発生し、飼料作物への被害、6月から10月にかけて水稻への食害などにより、農家の収入に大きな影響を与えている。

② ニホンジカ

年間を通して町内一円で発生しており、飼料作物の食害、樹木の被害（人工林の剥皮被害、幼齢林への食害等）などにより被害報告としてはあげられていないが、農家の収入に大きな影響を与えている。

③ ニホンザル

国見山系に生息していたニホンザルが、町南部の麓を中心に集団（50～100頭）で出没し、甘藷、野菜が被害を受け、農家の収入に大きな影響を与えている。

④ カラス

町内一円で春から秋にかけて被害を受け、農家の収入に影響を与えている。

⑤ ドバト

町内一円で飼料作物が被害を受けるとともに、住宅地、牛舎等の建物に侵入し、排泄物の環境汚染が見られる。被害額や被害面積は把握できない。

⑥ ヒヨドリ

町内一円で、果樹や野菜が生長時期から収穫時期に被害を受け、収穫量に影響を与えている。被害額や被害面積は把握できない。

⑦ スズメ

被害報告としてはあげられていないが、町内一円で、水稻、さらには果樹、野菜が収穫時期に被害を受け、農家の収入に影響を与えている。

⑧ ノウサギ

町内一円で、水稻、さらには飼料が食害を受け、生育に影響を受けている。被害額や被害面積は把握できない。

- ⑨ タヌキ
町内一円で、主に野菜が収穫時期に被害を受け、農家の収入に影響を与えている。
- ⑩ アナグマ
町内一円で、主に野菜が収穫時期に被害を受け、農家の収入に影響を与えている。
- ⑪ カワウ
川内川流域において、魚類への被害が発生している。被害額や被害面積は把握できない。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和5年度）		目標値（令和9年度）	
イノシシ	2,725 千円	3.14ha	2,180 千円	2.512ha
ニホンジカ	9,066 千円	24.11ha	7,252 千円	19.28ha
ニホンザル	2,498 千円	1.89ha	1,998 千円	1.51ha
カラス	1 千円	0.01ha	0.8 千円	0.008ha
ドバド	—	—	—	—
ヒヨドリ	—	—	—	—
スズメ	—	—	—	—
ノウサギ	—	—	—	—
タヌキ	102 千円	0.11ha	81 千円	0.088ha
アナグマ	340 千円	0.17ha	272 千円	0.136ha
カワウ	—	—	—	—
合計	14,732 千円	29.43ha	11,785 千円	23.54ha

※四捨五入の関係で、計と内訳の計が一致しない場合がある。

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	地元猟友会と協力・連携し有害鳥獣捕獲隊を編成し、町の捕獲指示により有害鳥獣捕獲を実施している。 ニホンジカの被害が増大したことにより H24 年度から捕獲報奨金の単価を	高齢化による狩猟者の減少に伴い、捕獲の担い手育成が必要となってくる。

	<p>上げた。さらに、R3 年度途中から、地元 猟友会員の捕獲意欲向上のため、ニホン シカ・イノシシ・ニホンザル・タヌキ・ アナグマの捕獲報奨金の単価を上げ、捕 獲期間も 7 ヶ月/年間から年間を通して の捕獲とした。</p> <p>【捕獲報奨金（町単独事業）】 単価（令和 3 年 1 2 月 1 日より変更）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イノシシ：7,000 円 ・シカ：8,000 円 ・サル：30,000 円 ・タヌキ：3,500 円 ・アナグマ：3,500 円 <p>【国庫事業(推進事業)の活用】</p> <p>R3 年度 狩猟免許事前講習会受講料助成 5 人 箱罾（中） 1 基</p> <p>R4 年度 狩猟免許事前講習会受講料助成 6 人 箱罾（中） 1 基</p> <p>R5 年度 狩猟免許事前講習会受講料助成 8 人 箱罾（小） 1 基</p>	
<p>防 護 柵 の 設 置 等 に 関 する 取 組</p>	<p>【国庫事業の活用】</p> <p>R4 年度 ワイヤーメッシュ柵 420m</p> <p>R5 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気柵 1,800m×2 段 ・電気柵 2,850m×5 段 ・電気柵シート 2,850m <p>【町単独事業】</p> <p>電気柵の設置による被害防止として、 購入・設置に係る費用を H21 年度から、 一部補助している。</p>	<p>設置後の適正な維持管 理の指導等の実施の必要 性。</p> <p>なお、耐用年数が経過 した侵入防止柵について も、経年劣化等により破 損箇所もみられ、有害鳥 獣の新たな侵入経路とな っていることから、再度 整備の必要性もある。</p> <p>また、追い払い等住民 の協力も必要となってく る。</p>

生息環境管理その他の取組	・有害鳥獣の知識の普及に努めているため、地域住民を招き鳥獣被害対策指導者育成研修会等に参加 R5年度 地域ぐるみで行う有害鳥獣被害防止対策における研修会を開催 (県鳥獣被害対策アドバイザー派遣)	地域ぐるみの体制と協力が必要となり、年間通しての対策が必要である。
--------------	--	-----------------------------------

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

<p>湧水町有害鳥獣捕獲対策協議会を中心に被害防止対策の研究・普及啓発を積極的に推進するとともに、わな免許取得の推進等、捕獲の担い手育成及び農家による自己防衛のため研修会等の施策を総合的に実施する。</p> <p>また、被害防止策として、国・県等の補助事業を活用し侵入防止柵の設置を推進するとともに、関連情報を広く住民へ周知し、誘引物の除去等を行い被害の未然防止を図るなど地域と一体となった対策を講じる。</p> <p>② 農家等を対象に、被害防除体制の確立を図る。</p> <p>②捕獲従事者の育成・確保、若い狩猟者の増員を図る</p> <p>③捕獲と防除の両面から被害防止対策を推進していく。</p> <p>④わな捕獲の技術向上を図るため捕獲講習会等を開催する。</p>

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>有害鳥獣捕獲隊により被害発生時及び被害発生予察に基づき実施していく。また、高齢化により銃器捕獲隊が減少しているため、わなの捕獲隊員の確保に努める。</p>
--

捕獲隊 2班 隊員数 71人

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
7	イノシシ・ニホンジカ・ニホンザル・カラス・ドバト・ヒヨドリ・スズメ・ノウサギ・タヌキ・アナグマ・カワウ	<p>捕獲従事者の確保を図るため、猟友会と連携し免許取得に関する普及啓発を図る。中でも、農家の自衛のためのわな免許の取得について推進する。また、捕獲機材の整備、捕獲奨励金の取組も継続して実施する。</p> <p>耐用年数が経過した侵入防止柵については、経年劣化等により破損箇所もみられ、有害鳥獣の新たな侵入経路となっていることから、再度管理者に整備の必要があることを指導していく。</p>
8	イノシシ・ニホンジカ・ニホンザル・カラス・ドバト・ヒヨドリ・スズメ・ノウサギ・タヌキ・アナグマ・カワウ	<p>捕獲従事者の確保を図るため、猟友会と連携し免許取得に関する普及啓発を図る。中でも、農家の自衛のためのわな免許の取得について推進する。</p> <p>また、捕獲機材の整備、捕獲奨励金の取組も継続して実施する。耐用年数が経過した侵入防止柵については、経年劣化等により破損箇所もみられ、有害鳥獣の新たな侵入経路となっていることから、再度管理者に整備の必要があることを指導していく。</p>
9	イノシシ・ニホンジカ・ニホンザル・カラス・ド	<p>捕獲従事者の確保を図るため、猟友会と連携し免許取得に関する普及啓発を</p>

	バト・ヒヨドリ・スズメ ・ノウサギ・タヌキ・ア ナグマ・カワウ	図る。中でも、農家の自衛のためのわな 免許の取得について推進する。 また、捕獲機材の整備、捕獲奨励金の 取組も継続して実施する。耐用年数が経 過した侵入防止柵については、経年劣化 等により破損箇所もみられ、有害鳥獣の 新たな侵入経路となっていることから、 再度管理者に整備の必要があることを 指導していく。
--	---------------------------------------	---

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>① イノシシ 第二種特定鳥獣管理計画に基づき適正な捕獲を実施する。過去3年間の捕獲実績はR3年度318頭、R4年度437頭、R5年度494頭となっている。このような中、町内では、新たな地域での農作物被害が確認され、捕獲頭数も増加傾向にあることから、捕獲頭数をR7年度600頭、R8年度620頭、R9年度700頭とし、町内全域において適正な個体数の管理及び被害軽減に努める。</p> <p>② ニホンジカ 第二種特定鳥獣管理計画に基づき適正な捕獲を実施する。過去3年間の捕獲実績は、R3年度720頭、R4年度831頭、R5年度1,024頭となっている。このような中、町内の農作物被害は減少傾向にあるものの、新たな地区での被害が確認され、捕獲頭数も増加傾向にあることから、捕獲頭数をR7年度1300頭、R8年度1,310頭、R9年度1,480頭とし、町内全域で適正な個体数の管理及び被害軽減に努める。</p> <p>③ ニホンザル 過去3年間の捕獲実績は、R3年度1頭、R4年度2頭、R5年度3頭となっている。年間を通じて出没し、野菜や甘藷等の被害が多く発生していることから、捕獲計画数を50頭とし、通年で予察捕獲を実施する。</p> <p>④ カラス 過去3年間の捕獲実績は、R3年度0羽、R4年度0羽、R5年度0羽となっている。捕獲実績はないが、今後も被害が予想されることから町内全域において、銃器又は捕獲箱による捕獲計画数を年間150羽とする。</p> <p>⑤ ドバト 捕獲実績はないが、飼料作物の被害、生活環境等に悪影響を及ぼす糞害等が予想されることから町内全域において、銃器又は捕獲箱による捕獲計画数を年間50羽とする。</p>

- ⑥ ヒヨドリ
捕獲実績はないが、野菜等への被害が予想をされることから町内全域において、銃器又は捕獲箱による捕獲計画数を年間 100 羽とする。
- ⑦ スズメ
捕獲実績はないが、水稻の被害が予想されることから町内全域において、銃器又は捕獲箱による捕獲計画数を年間 100 羽とする。
- ⑧ ノウサギ
捕獲実績はないが、水稻の被害が予想されることから町内全域において、銃器又はわなによる捕獲計画数を年間 30 羽とする。
- ⑨ タヌキ
過去 3 年間の捕獲数は R3 年度 62 頭, R4 年度 121 頭, R5 年度 140 頭となっている。今後も被害が予想されることから町内全域において、銃器又はわなによる捕獲計画数を 420 頭とし、町内全域で有害捕獲を実施する。
- ⑩ アナグマ
過去 3 年間の捕獲実績は R3 年度 144 頭, R4 年度 171 頭, R5 年度 201 頭と増加傾向である。このようなことから農作物被害の防止を図るため、捕獲計画数を R7 年度 300 頭, R8 年度 320 頭, R9 年度 340 頭とし、町内全域で有害捕獲を実施する。
- ⑪ カワウ
捕獲実績はないが、魚類への影響が予想されることから町内全域において、銃器による捕獲計画数を年間 50 羽とする。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	7 年度	8 年度	9 年度
イノシシ	600	620	700
ニホンジカ	1300	1310	1480
ニホンザル	50	50	50
カラス	150	150	150
ドバド	50	50	50
ヒヨドリ	100	100	100
スズメ	100	100	100
ノウサギ	30	30	30
タヌキ	420	420	420
アナグマ	300	320	340
カワウ	50	50	50

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
イノシシ、ニホンジカ、タヌキ、アナグマ、サル、カラスについては銃器又はわなを用いて4月1日から翌年3月31日まで通年で予察捕獲を実施する。 対象区域は、湧水町内全域とする。なお、区域は旧町単位で分ける。 カラス、ドバト、ヒヨドリ、スズメ、ノウサギ、カワウについては、農作物等の被害が多発する時期において適宜、予察捕獲を実施する。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

- (注) 1 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、対象獣類、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	7 年度	8 年度	9 年度

シカ イノシシ サル	国の事業 電気柵：13,075m (2,615m×5段) 電気柵シート (150m) ワイヤーメッシュ柵 6,070m(シカ用)	国の事業 電気柵：25,000m (5,000m×5段) 電気柵シート (150m) ワイヤーメッシュ柵 7,000m(シカ用)	国の事業 電気柵：25,000m (5,000m×5段) 電気柵シート (150m) ワイヤーメッシュ柵 7,000m(シカ用)
	町の事業 電気柵：6,000m	町の事業 電気柵：7,000m	町の事業 電気柵：8,000m

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	7年度	8年度	9年度
イノシシ・ニホンジカ・ニホンザル・カラス・ドバド・ヒヨドリ・スズメ・ノウサギ・タヌキ・アナグマ・カワウ	緩衝帯の設置や追い払い活動、侵入防止柵の定期的な整備を推進し、維持管理の防除体制の確立を図る。また、侵入防止柵の管理については、受益者で管理や定期的な見回り確認を行い、補修が必要な箇所は速やかに補修を行う等適切な維持管理を行う。	緩衝帯の設置や追い払い活動、侵入防止柵の定期的な整備を推進し、維持管理の防除体制の確立を図る。また、侵入防止柵の管理については、受益者で管理や定期的な見回り確認を行い、補修が必要な箇所は速やかに補修を行う等適切な維持管理を行う。	緩衝帯の設置や追い払い活動、侵入防止柵の定期的な整備を推進し、維持管理の防除体制の確立を図る。また、侵入防止柵の管理については、受益者で管理や定期的な見回り確認を行い、補修が必要な箇所は速やかに補修を行う等適切な維持管理を行う。

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追い払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
7	イノシシ・ニホンジカ・ニ	湧水町有害鳥獣捕獲対策協議会を中心に、地域住民へ広報誌などを通して、地域全体で取り

	ホンザル・カ ラス・ドバト・ ヒヨドリ・ス ズメ・ノウサ ギ・タヌキ・ア ナグマ・カワ ウ	組める被害対策等を周知し，啓発活動を図る。 定期的に研修会を開催し集落ぐるみで，追い 払い活動やえさ場を作らない整備環境等ができ るよう体制の確立を推進する。
8	イノシシ・ニ ホンジカ・ニ ホンザル・カ ラス・ドバト・ ヒヨドリ・ス ズメ・ノウサ ギ・タヌキ・ア ナグマ・カワ ウ	湧水町有害鳥獣捕獲対策協議会を中心に，地 域住民へ広報誌などを通して，地域全体で取り 組める被害対策等を周知し，啓発活動を図る。 定期的に研修会を開催し集落ぐるみで，追い 払い活動やえさ場を作らない整備環境等ができ るよう体制の確立を推進する。
9	イノシシ・ニ ホンジカ・ニ ホンザル・カ ラス・ドバト・ ヒヨドリ・ス ズメ・ノウサ ギ・タヌキ・ア ナグマ・カワ ウ	湧水町有害鳥獣捕獲対策協議会を中心に，地 域住民へ広報誌などを通して，地域全体で取り 組める被害対策等を周知し，啓発活動を図る。 定期的に研修会を開催し集落ぐるみで，追い 払い活動やえさ場を作らない整備環境等ができ るよう体制の確立を推進する。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

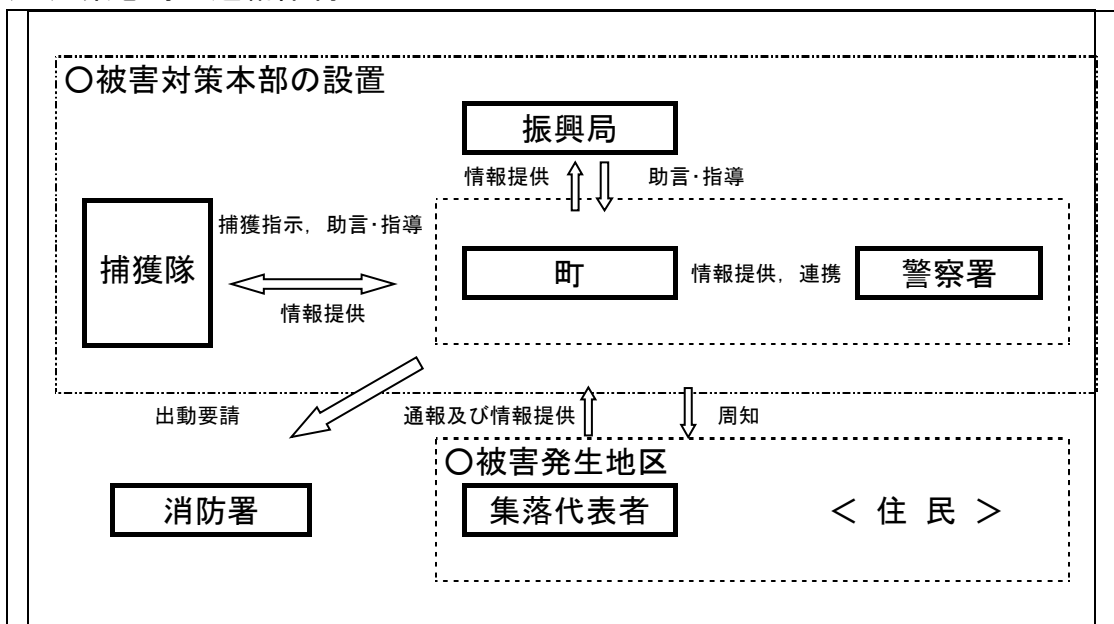
(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
湧水町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対策本部の設置 ・ 情報収集，連絡調整 ・ 住民に対する周知（避難等の勧告） ・ 捕獲等被害対策の指示（許可）及び実施
始良・伊佐地域振興局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係法令及び被害防止対策の指導及び助言
伊佐湧水警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民の安全確保，避難等の誘導 ・ 銃器使用した捕獲時の指導及び助言 ・ 住民からの問合せ内容の町への情報提供

伊佐湧水消防組合 南消防署	・ 負傷者等発生時の救急車の出動
有害鳥獣捕獲隊 (栗野猟友会 48 人) (吉松地区猟友会 23 人)	・ 加害鳥獣の緊急捕獲, 追い払い ・ 被害発生及び加害鳥獣の出没情報等の情報提供
集落代表者	・ 被害発生及び加害鳥獣の出没情報等の情報提供

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した、イノシシ・ニホンジカ等は、捕獲者自らによる食肉利用のほか、速やかに埋設処分とする。

- (注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をし

た鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	該当なし
ペットフード	該当なし
皮革	該当なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学研究等)	該当なし

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

該当なし

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	湧水町有害鳥獣捕獲対策協議会
構成機関の名称	役割
湧水町役場産業振興課	事務局を担当し、協議会に関する連絡・調整を行う。
あいら農業協同組合	対象地域を巡回し、協議会に関する連絡・調整を行う。
北始良森林組合	森林に係る有害鳥獣関連の情報提供を行う。

鹿児島県農業共済組合中部支所	有害鳥獣関連の情報提供を行う。
伊佐湧水警察署	狩猟事故防止に関する情報提供を行う。
始良・伊佐地域振興局 農政普及課，林務水産課	有害鳥獣関連情報の提供，被害防止技術の情報交換等及び被害防止の技術指導を行う。
鹿児島森林管理署	国有林に関する情報の提供，被害防止技術の情報交換等を行う。
湧水町栗野猟友会 吉松地区猟友会	有害鳥獣捕獲の実施と有害鳥獣関連の情報提供を行う。
湧水町鳥獣保護管理員	有害鳥獣の生育状況等の情報提供を行う。

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
鹿児島県農村振興課 鹿児島県自然保護課	有害鳥獣情報の提供及び被害防止技術の情報提供，その他必要な連携を図る。

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>鳥獣被害対策として、町職員による鳥獣被害対策実施隊を H24 年度設置済であり、既存の有害鳥獣捕獲隊との連携等を含め、迅速に対応できるよう今後検討し、実施隊員の捕獲技術の向上に努めるため、特にわな捕獲の講習会等を開催する。また、民間隊員の加入についても検討する。</p> <p>設置年月日：平成 24 年 4 月 1 日</p> <p>構成：町職員 21 人（狩猟免許従事者 7 人）</p> <p>活動内容：追い払い活動，捕獲わなの設置，捕獲，被害調査</p>
--

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が

行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

被害防止対策に関して、農家等への狩猟免許取得の推進を図り、関係者及び地域一体となった現地研修会、情報交換会を実施する等、認識を高めるとともに効果的な対策を検討する。

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

有害鳥獣よる被害状況を的確に把握し、被害防止対策事業の効果検証を行いながら、更なる被害防止を展開していく。また、始良・伊佐地域振興局と連携し、情報交換会、現地研修会を開催する。

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。

○被害防止計画策定経過

計画作成年度	公表年月日
平成 21 年度 (1 期)	平成 22 年 3 月 31 日
平成 25 年度 (2 期)	平成 25 年 4 月 1 日
平成 26 年度 (2 期変更)	平成 26 年 10 月 6 日
平成 27 年度 (2 期変更)	平成 27 年 9 月 8 日
平成 28 年度 (3 期)	平成 28 年 4 月 1 日
平成 30 年度 (4 期)	平成 30 年 4 月 1 日
令和 3 年度 (4 期変更)	令和 3 年 12 月 6 日
令和 3 年度 (5 期)	令和 4 年 4 月 1 日
令和 5 年度 計画変更	令和 6 年 2 月 1 日
令和 6 年度 (6 期)	令和 7 年 4 月 1 日